

市内で飲食店を営む事業者の皆様へ

「やまがた Go To Eat キャンペーン」を活用し、感染防止に取り組みながら頑張る事業者の方に「やまがた Go To Eat キャンペーン プレミアム付 食事券(以下:食事券)」の利用状況に応じて給付金をお支払いします。

対象者(次のいずれにも該当する方)

- ①新庄市内に「やまがたGo To Eatキャンペーン」加盟店を有する事業者
- ②原則、市税を滞納していない事業者

給付金額

食事券の換金代金振込金額の25%の額

上限額25万円/市内加盟店(上限額に達するまで複数回申請可能です)

提出書類及び申請方法(加盟店が市内に複数ある方は加盟店ごとに申請が必要です。)

- ①給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)※このチラシ裏面の記載例をご参照ください。
- ②食事券換金代金請求書の写し
- ③食事券換金代金の振込が分かる通帳ページの写し
- ④同意書
- ⑤給付金振込先口座の写し(口座カナ名義が記載されたページ)

必要書類を下記送付先まで原則郵送にて提出してください。

令和3年3月中の振込分は令和3年3月31日(水)まで申請してください(令和3年3月振込分を4月以降に申請することはできません)。令和3年4月以降の振込分については別途ご連絡します。

申請書送付先
(お問合せ先)

〒996-8501 新庄市沖の町 10 番 37 号
新庄市商工観光課企業立地・商工振興室
TEL:0233-29-5847 FAX:0233-22-0989